

春日部市行政組織条例の一部を改正する条例

春日部市行政組織条例（平成19年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条</p> <p>(7) こども未来部</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 総合政策部</p> <p>ア 政策の総合的な<u>企画調整及び推進</u>に関する こと。</p> <p>イ <u>広報広聴</u>及び都市イメージの向上に関する こと。</p> <p>ウ 高度情報化<u>及び電子計算</u>に関する こと。</p> <p>エ <u>公共施設の適正な維持管理</u>に関する こと。</p> <p>(3) 財務部</p> <p>イ <u>財産管理</u>に関する こと。</p> <p>(4) 総務部</p> <p>エ <u>市民相談及び市政情報</u>に関する こと。</p> <p>オ <u>契約及び工事の検査</u>に関する こと。</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>イ <u>市民参加</u>及び男女共同参画に関する こと。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 総合政策部</p> <p>ア 政策の総合的な<u>企画及び調整</u>に関する こと。</p> <p>イ <u>広報</u>及び都市イメージの向上に関する こと。</p> <p>ウ 高度情報化、<u>電子計算及び統計</u>に関する こと。</p> <p>エ <u>行政改革の推進</u>に関する こと。</p> <p>(3) 財務部</p> <p>イ <u>工事の検査</u>に関する こと。</p> <p>(4) 総務部</p> <p>エ <u>財産管理</u>に関する こと。</p> <p>オ <u>契約</u>に関する こと。</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>イ <u>市民参加、コミュニティ、都市交流</u>及び 男女共同参画に関する こと。</p>

<p>ウ <u>住民記録及び国民年金</u>に関すること。</p> <p>エ <u>庄和総合支所</u>に関すること。</p> <p>(6) 福祉部</p> <p>ア 福祉の総合的な<u>企画調整及び生活保護</u>に関すること。</p> <p>イ <u>高齢者福祉</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>障害者福祉</u>に関すること。</p> <p>(7) こども未来部</p> <p>ア 子ども・子育て支援の総合的な企画調整に関すること。</p> <p>イ 子育て相談及び母子保健に関すること。</p> <p>ウ 保育に関すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 環境経済部</p> <p>ウ <u>商工業振興</u>に関すること。</p> <p>エ <u>観光振興</u>に関すること。</p> <p>オ <u>農業振興</u>に関すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 都市整備部</p> <p>イ <u>土地区画整理</u>及び土地利用に関すること。</p> <p>オ <u>建築</u>に関すること。</p> <p>カ <u>住宅</u>に関すること。</p>	<p>ウ <u>市民相談、情報公開及び広聴</u>に関すること。</p> <p>エ <u>住民記録及び国民年金</u>に関すること。</p> <p>(6) 福祉部</p> <p>ア 福祉の総合的な<u>企画及び調整並びに生活保護</u>に関すること。</p> <p>イ <u>障害者福祉</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>児童福祉</u>に関すること。</p> <p>エ <u>高齢者福祉</u>に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 環境経済部</p> <p>ウ <u>農業振興</u>に関すること。</p> <p>エ <u>商工業振興及び観光</u>に関すること。</p> <p>オ <u>環境センター</u>に関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 都市整備部</p> <p>イ <u>区画整理</u>及び土地利用に関すること。</p> <p>オ <u>建築及び住宅</u>に関すること。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。